

動物愛護管理制度の見直しについて

平成 24 年 9 月 6 日
環境省動物愛護管理室

1. 中央環境審議会動物愛護部会での議論

動物愛護管理法(昭和 48 年法律第 105 号)は、議員立法で制定され、その後、平成 11 年、17 年の 2 回にわたって、議員立法により改正されている。

平成 17 年改正法の附則第 9 条において、「政府は、この法律の施行後 5 年を目途として、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」とされているところ、課題として取り上げるべき事項が多岐にわたっていたことから、中央環境審議会動物愛護部会のもとに「動物愛護管理のあり方検討小委員会」を設置し、議論を進めていくこととした。

同小委員会において、一昨年 8 月から計 25 回にわたり関係者からのヒアリングや各課題についての議論を行った。

議論の結果については、動物取扱業関係をとりとまとめた「動物取扱業の適正化」及びそれ以外の事項について別々にとりとまとめ、パブリックコメントを実施した。その結果「動物取扱業の適正化」については約 12 万件、それ以外の事項については約 5 万件を超える意見があったところ。

パブリックコメントの結果等も踏まえ、昨年 12 月に開催された小委員会において、「動物愛護管理のあり方検討報告書」がとりまとめられた。主な論点は別紙のとおり。

2. 先行政省令改正について

動物取扱業の適正化に関して、取り急ぎ措置すべきであり、法改正を伴わない事項(オークション市場、動物を譲り受けてその飼養を行う者の動物取扱業への追加、犬及びねこの夜間展示禁止)については、動物愛護管理法改正に先行して、本年 1 月に動物愛護管理法施行令等の改正により措置した。改正施行令等は本年 6 月 1 日に施行。なお、成猫(1 歳以上のねこ)を自由に休憩場所等へ移動できる形で展示する場合については、一定の経過措置を設けることとした。

3. 国会等での議論

各党において、有識者等からのヒアリングや「動物愛護管理のあり方検討報告書」も参考にした議論を実施。6 月から 9 回にわたって有識者等からのヒアリングを含む与野党実務者協議が行われ、8 月中旬に改正法案がとりまとめられた。

衆議院では、8 月 28 日に環境委員長により「動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律案」が提案され、全会一致で可決。参議院でも 29 日に全会一致で可決し、成立。9 月 5 日に「動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律(法律第 79 号)」が公布された。

「動物愛護管理のあり方検討報告書」の主な論点

は先行政省令改正により対応

- ・ 深夜の生体展示規制
- ・ 移動販売（移動時、移動場所（イベント会場等）での飼養基準の設定）
- ・ 対面販売・対面説明・現物確認の義務化（ネット販売の可否を含む）
- ・ 犬猫幼齢動物を親等から引き離す日齢
（数値規制導入の可否、具体的日齢（45日齢、7週(49日)齢、8週(56日)齢））
- ・ 犬猫の繁殖制限措置（繁殖回数・年齢規制の可否）
- ・ 飼養施設の適正化（ケージの大きさ等の具体的数値規制の可否）
- ・ 動物取扱業への追加（動物オークション市場、火葬埋葬業者、両生類・魚類販売業者、老犬・老猫ホーム、動物愛護団体等 一部要法改正）
- ・ 関係法令（種の保存法等）違反時の登録拒否・取消
- ・ 許可制の導入

- ・ 虐待の防止（取締り強化（一時保護、司法警察権）、闘犬等の扱い等）
- ・ 多頭飼育の適正化
- ・ 自治体の収容施設（収容施設の基準等）
- ・ 犬猫の引取り義務化の見直し
- ・ 特定動物（対象動物の見直し等）
- ・ 実験動物の取扱い
（現行の自主管理を強化すべきか、動物実験施設の届出制等を導入すべきか）
- ・ 産業動物の取扱い
- ・ マイクロチップの義務化
- ・ 不妊去勢の義務化
- ・ 罰則強化
- ・ 災害対応